



2022年10月3日

当社ホームページから脱退一時金請求書類がダウンロード可能になります

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

損保ジャパンDC証券株式会社（取締役社長：村木正大、以下「当社」）では、本日より当社ホームページから「脱退一時金請求書類」がダウンロード可能になります。

これまで、確定拠出年金の中途引き出し（脱退一時金の受給）が認められていたのは企業型確定拠出年金の個人別管理資産の額が1.5万円以下である方、または個人型確定拠出年金で国民年金の保険料免除者となった方などに限られていました。

このたび確定拠出年金法が改正され（2022年5月施行）、脱退一時金の受給要件が緩和（注1）されたことから、これまでお電話によりご請求いただいていた請求書類を、当社ホームページからダウンロード可能とし、お客さまの利便性を向上いたします。

（注1）脱退一時金の受給要件の緩和については、厚生労働省のホームページ（[リンク](#)）にてご確認ください。

（注2）請求書類のダウンロードにあたって、お客さまによる情報の入力に基づいて脱退一時金受給の可否を判定いたしますが、最終的な受給の可否につきましては、当社にご提出いただいた書類を確認し判定いたします。

■ 利用開始日

2022年10月3日（月）正午より

■ アクセス方法

別紙をご参照ください。

■ ご利用方法

各設問に対して、該当する項目をチェックしていただくと、最後に結果が表示されます。脱退一時金受給の要件を満たしている場合は、説明資料および請求書類のダウンロードが可能です。

書類のご提出については、必ず印刷のうえ、必要事項をご記入いただくとともに添付書類と合わせて当社までご郵送ください。

以上



別紙ダウンロードページへのアクセス方法

当社ホームページ画面下部までスクロールしていただき、サイトマップの「転職・退職について」の「4. 脱退一時金」をクリックし、遷移したページ下部の「脱退一時金請求書類のダウンロードはこちら」のリンクからご利用ください。



4-1. 脱退一時金の条件（企業型① 資産額が1.5万円以下の場合）

脱退一時金について説明します。脱退一時金の請求には、一定の条件を満たす必要があります。

脱退一時金 ケース1（企業型からの脱退 資産額が1.5万円以下の場合）

- ・確定拠出年金は原則60歳以降の受け取りです。
 - ・ただし、資金が少額の場合は、脱退一時金を受け取ることもできます。
 - ・脱退一時金の受け取りには、2〜3ヶ月かかります。
1. 確定拠出年金制度の加入者・運用指図者でないこと
 2. 企業型確定拠出年金の資金額が15,000円以下[※]であること
 3. 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した月の翌月から起算して6ヶ月を経過していないこと
(例：4月に資格を喪失した場合は、5月から起算して6ヶ月後の9月31日を経過していないこと)

[※] 脱退一時金を受け取った日の届内未払分を除く。
その時点でまだ入金されている一時金・退職年金・退職給付金は、卒業退職金を申し込んだ額です。
また、他の確定拠出年金の保有がある場合、他の企業型確定拠出年金の資産を合計した額となります。



▶ 脱退一時金請求書類のダウンロードはこちら

転職・退職について
▶ 1. 資産の持ち運び
▶ 2. 自動移換
▶ 3. 確定拠出年金規約に定める一定の年齢に達した時
▶ 4-1. 脱退一時金の条件（企業型①） 資産額が1.5万円以下の場合
▶ 4-2. 脱退一時金の条件（企業型②） 資産額が1.5万円超の場合
▶ 4-3. 脱退一時金の条件（個人型①）

◀ もどる 4-2. 脱退一時金の条件（企業型②） 資産額が1.5万円超の場合 ▶ 次へ